都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇）										(2)(1)のコの内容	(3)就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに〇）					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇）								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに〇）						(8)(7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
35	35	32	24	16	18	27	16	30	0	1	6	6	0	2	31	0	2	2	18	7	15	0	0	0	0	1	1	14	0	12	21	1	4	4
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○	○			○	区役所窓口で就学援助制度の書類を配布			○				○							○	要保護は保護課からの教育扶助開始連絡をもとに認定するため、就学援助の申請は不要。			○	○	○		
宮城県	石巻市	○	○			○	○	○							○						○										○			
宮城県	塩竈市	○	○		○	○		○							○						○								○						
宮城県	気仙沼市	○		○		○		○							○				○										○						
宮城県	白石市	○	○	○	○	○		○							○						○											○			
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○										○	4/1の認定は4月末まで受け付けており、それ以降は随時受付。	○											○	○			
宮城県	角田市	○		○		○		○							○						○										○	○			
宮城県	多賀城市	○	○		○	○					○	・学校だよりへの掲載を依頼 ・年度末に学校を通じて紙またはデータで案内を配布			○					○									○		○				
宮城県	岩沼市	○		○	○	○		○		○	○	転入・転出・離婚などの異動があった場合はその都度窓口で説明している。			○						○														
宮城県	登米市	○		○	○	○	○	○							○				○												○	○			
宮城県	栗原市	○	○			○	○	○			○	毎年2月中旬頃に就学援助を受けていた保護者、次年度の案内及び申請書を送付。 各学校の年度当初PTA総会にてチラシを配布（欠席保護者にも後日配布）					○	申請締切を設定しているものの、締切を過ぎた申請の場合でも認定要件を満たしていれば申請月の翌日以降の認定とし、援助している。		○								○						
宮城県	東松島市	○	○		○	○		○							○				○													○			
宮城県	大崎市	○	○		○	○	○	○							○				○												○	○			
宮城県	富谷市	○	○		○		○	○							○						○										○	○			
宮城県	蔵王町	○	○	○		○		○							○						○										○	○			
宮城県	七ヶ宿町		○					○							○				○										○						
宮城県	大河原町	○	○		○			○							○				○												○	○			
宮城県	村田町	○	○			○	○								○				○										○		○	○			
宮城県	柴田町	○	○					○			○	入学通知書に就学援助制度の書類を同封			○						○											○			
宮城県	川崎町			○		○	○								○				○	○	○								○						
宮城県	丸森町	○	○		○	○		○							○						○										○				
宮城県	亘理町	○		○	○	○	○	○							○				○													○			
宮城県	山元町	○	○	○		○		○							○				○													○			
宮城県	松島町	○	○	○		○		○							○						○								○			○			
宮城県	七ヶ浜町	○	○	○	○	○									○					○												○			
宮城県	利府町	○	○	○	○	○		○							○						○								○			○			
宮城県	大和町	○			○	○	○	○							○				○		○								○					○	申請書に記載例を示している。
宮城県	大郷町	○	○					○							○					○															
宮城県	大衡村				○		○	○							○					○									○						
宮城県	色麻町	○	○			○		○							○						○								○			○		○	周知時には間違いやすい箇所や見落としやすい箇所をまとめた記載例を記入した用紙も同封している
宮城県	加美町	○	○			○	○	○							○				○												○	○			
宮城県	涌谷町	○					○	○			○	入学前就学援助費の受給申請について、各幼稚園に申請書の配付を依頼		○					○										○						
宮城県	美里町	○		○		○	○	○							○				○										○					○	子ども家庭課等に周知用のチラシを置いてもらっている。

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2)(1)のコの内容	(3)就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						(8)(7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
35	35	32	24	16	18	27	16	30	0	1	6	6	0	2	31	0	2	2	18	7	15	0	0	0	0	1	1	14	0	12	21	1	4	4
宮城県	女川町	○		○				○						○					○														○	対象者全員に周知案内を送付している
宮城県	南三陸町	○	○		○	○	○	○							○				○	○	○										○			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア．イ．ウ．エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
35	35	34	1	0	0	0	0	0	34	0	0	1	0	0	0	0	0	4	14	15	1	20	12	10	18	15	8	5	0	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	仙台市	○							○										○			○	○	○	○														
宮城県	石巻市	○							○										○			○	○	○															
宮城県	塩竈市	○							○											○		○			○	○													
宮城県	気仙沼市	○							○											○		○		○		○													
宮城県	白石市	○							○										○					○	○	○	○												
宮城県	名取市	○							○											○		○	○		○	○													
宮城県	角田市	○							○										○			○	○							○									
宮城県	多賀城市	○							○										○			○	○		○														
宮城県	岩沼市	○							○											○		○			○	○													
宮城県	登米市	○							○									○				○			○	○		○											
宮城県	栗原市	○							○									○								○													
宮城県	東松島市	○							○											○					○														
宮城県	大崎市	○							○											○		○	○		○					○									
宮城県	富谷市	○							○									○							○														
宮城県	蔵王町	○							○										○			○	○	○		○	○	○											
宮城県	七ヶ宿町		○									○																											
宮城県	大河原町	○							○											○		○	○		○														
宮城県	村田町	○							○											○		○					○	○											
宮城県	柴田町	○							○											○			○	○															
宮城県	川崎町	○							○										○					○		○	○												
宮城県	丸森町	○							○									○				○	○		○						○	幼児教育関係部署にお知らせ文書を配布							
宮城県	亘理町	○							○											○		○		○	○	○	○												
宮城県	山元町	○							○											○										○									
宮城県	松島町	○							○											○						○													
宮城県	七ヶ浜町	○							○										○			○	○	○	○	○													
宮城県	利府町	○							○										○						○					○									
宮城県	大和町	○							○										○			○			○	○													
宮城県	大郷町	○							○											○							○	○		○									
宮城県	大衡村	○							○										○						○														
宮城県	色麻町	○							○										○			○				○													
宮城県	加美町	○							○										○			○						○											
宮城県	涌谷町	○							○											○							○			○									
宮城県	美里町	○							○											○				○		○													

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について										
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）										
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期			
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定
35	35	34	1	0	0	0	0	0	34	0	0	1
宮城県	女川町	○							○			
宮城県	南三陸町	○							○			

都道府県	市区町村	＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）									
		ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ. その他
35	35	0	0	0	0	0	4	14	15	1	20	12	10	18	15	8	5	0	7	1
宮城県	女川町									○	○					○			○	
宮城県	南三陸町							○				○		○						

都道府県	市区町村	＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
				ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
35	35	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	女川町								
宮城県	南三陸町								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																									
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について						＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
35	35	34	1	0	0	0	0	0	34	0	0	1	0	0	0	0	1	4	13	15	1	0	0	0	0	0	0
宮城県	仙台市	○							○										○								
宮城県	石巻市	○							○										○								
宮城県	塩竈市	○							○											○							
宮城県	気仙沼市	○							○											○							
宮城県	白石市	○							○										○								
宮城県	名取市	○							○											○							
宮城県	角田市	○							○										○								
宮城県	多賀城市	○							○										○								
宮城県	岩沼市	○							○											○							
宮城県	登米市	○							○									○									
宮城県	栗原市	○							○									○									
宮城県	東松島市	○							○											○							
宮城県	大崎市	○							○											○							
宮城県	富谷市	○							○									○									
宮城県	蔵王町	○							○										○								
宮城県	七ヶ宿町		○									○															
宮城県	大河原町	○							○											○							
宮城県	村田町	○							○											○							
宮城県	柴田町	○							○											○							
宮城県	川崎町	○							○										○								
宮城県	丸森町	○							○									○									
宮城県	亘理町	○							○											○							
宮城県	山元町	○							○											○							
宮城県	松島町	○							○											○							
宮城県	七ヶ浜町	○							○										○								
宮城県	利府町	○							○										○								
宮城県	大和町	○							○										○								
宮城県	大郷町	○							○											○							
宮城県	大衡村	○							○										○								
宮城県	色麻町	○							○										○								
宮城県	加美町	○							○										○								
宮城県	涌谷町	○							○											○							
宮城県	美里町	○							○											○							

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																									
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について						＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ.（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
35	35	34	1	0	0	0	0	0	34	0	0	1	0	0	0	0	1	4	13	15	1	0	0	0	0	0	0
宮城県	女川町	○							○												○						
宮城県	南三陸町	○							○								○										

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率
		(1)　令和6年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				(2)(1)で ソ, タ又はチに○をした場合, 生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(3)(1)で ツに○をした場合, 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4)(1)でトと回答した場合，その他の基準の内容	(5)補足事項	令和5年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。)	テ. 離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト. その他	係数(倍率)	係数(倍率)			
																						倍	倍			
35	35	33	30	22	27	25	30	5	4	18	20	6	7	9	20	9	3	15	0	1	7	26	0	7	2	35
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				15%未満
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3			(4)について、1．3倍未満は認定。1.3～1.5未満に該当したものは民生委員の訪問調査による意見書を踏まえて判断する。	20%未満
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○											○				1.3				25%未満
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1.2				20%未満
宮城県	白石市																	○				1.3				10%未満
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3				10%未満
宮城県	角田市	○														○						1.3				15%未満
宮城県	多賀城市	○	○		○	○	○			○	○				○			○				1.3				15%未満
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3		特別な事情がある場合は別に判断をする。		15%未満
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1.3				15%未満
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○				○															15%未満
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○			○				1.3				20%未満
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○								○		○					1.3			○生活保護基準額に掛ける倍率について 世帯人数が4人以下の場合は1.3倍，5人以上の場合は1.25倍をかけている	10%未満
宮城県	富谷市	○	○		○		○								○			○				1.2				10%未満
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○						1.3				15%未満
宮城県	七ヶ宿町	○														○					○	1.3		その他教育長が定める措置を受けたもの 特に援助が必要と認められるもの		10%未満
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○		○				1.3				15%未満
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○												10%未満
宮城県	柴田町	○	○	○	○	○	○											○				1.3				20%未満
宮城県	川崎町	○																○				1.2				15%未満
宮城県	丸森町																	○				1.2				15%未満
宮城県	亘理町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○					1.5				15%未満
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○				○	○	1.3		その他、特に援助が必要であると教育長が認める者		15%未満
宮城県	松島町	○	○		○	○	○						○	○												15%未満
宮城県	七ヶ浜町	○	○				○																			10%未満
宮城県	利府町	○	○		○	○	○			○	○				○			○				1.3				10%未満
宮城県	大和町	○	○				○														○			災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者		10%未満
宮城県	大郷町	○	○				○	○	○			○	○	○				○			○	1		災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者 特に援助が必要であると認められる者		5%未満
宮城県	大衡村	○	○		○		○								○						○			災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者		10%未満
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○			○	1.2		校長または民生委員児童委員が特に援助を必要と認める状態にあるもの。		15%未満
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1.3				20%未満
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○											20%未満
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○											10%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率
		（1）　令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）で ソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入し	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. 離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト. その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																						倍	倍			
35	35	33	30	22	27	25	30	5	4	18	20	6	7	9	20	9	3	15	0	1	7	26	0	7	2	35
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1.5				25%未満
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○			○	○				○											15%未満

Ⅰ 令和6年度就学援助制度の実施について

5．令和6年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

(1)費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
35	35	35	0	0	10	10	10	25	25	0	2	35	0	0	9	9	9	26	26	0	0	6	5	5	1	1	1	0	0	1	5	35	5	5	28	28	28	2	2	0	2	6	0	0	3	3	3	3	3	0	0	17	0	0	6	6	6	11	11	0	2	4
宮城県	仙台市	○			○	11630	12709					○						○	57060			○	○	0							支給実績なし	○	○	18007								○			○	11000	10935															
宮城県	石巻市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	9815								○	○	19649																												
宮城県	塩竈市	○						○	11630			○						○	57060			○			○	40020	19492					○			○	22690	19554																									
宮城県	気仙沼市	○						○	11630			○						○	57060													○	○	19783								○			○	11000	10862					○						○	14000			通学用品費1年生を除く。 校外活動費（宿泊を伴う）は，交通費・見学料は3,690円を上限とし，それ以外を実施済額を支給。支給平均額は1人あたり7,199円 給食費は令和5年度より給食費無償化により現物支給のみ。
宮城県	白石市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	16745															○						○	14000			
宮城県	名取市	○						○	13900			○						○	57060													○			○	22690	17567															○						○	14000			学用品費と通学用品費は合算で学用品費に記載。（1年生11,630円、他学年13,900円）
宮城県	角田市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	19075																									
宮城県	多賀城市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	19815					○			○	11000	8937															
宮城県	岩沼市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	20746															○						○	14000			
宮城県	登米市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	21330																									
宮城県	栗原市	○			○	11630	11630					○			○	57060	57060															○			○	22690	22690															○			○	14000	14000					
宮城県	東松島市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	20702																									
宮城県	大崎市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							実績なし	○			○	22690	18411															○						○	14000		世帯の年長者のみに支給。	
宮城県	富谷市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	19138																									
宮城県	蔵王町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	18060					○						○	11000													
宮城県	七ヶ宿町	○			○	11630	2907					○			○	57060	0													○	スクールバス無償化	○	○	0							実績なし																					
宮城県	大河原町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	16898					○						○	11000			○						○	14000			
宮城県	村田町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	17127															○						○	14000			
宮城県	柴田町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	19476															○						○	14000			
宮城県	川崎町	○			○	9360	9360					○			○	57060	51110															○			○	22690	19995															○			○	14000	11182					
宮城県	丸森町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	21583															○			○	14000	8120					
宮城県	亘理町	○			○	11630	11630					○			○	57060	57060					○	○	0							支給実績なし	○			○	22690	22690															○						○	12000			
宮城県	山元町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	22521																									
宮城県	松島町	○			○	11630	11339					○			○	54060	54060															○			○	22690	22570																									
宮城県	七ヶ浜町	○						○	11630			○						○	57060													○						○	22690			○						○	11000													
宮城県	利府町	○			○	11630	11245					○			○	57060	54060															○			○	22690	19771															○			○	14000	13783					
宮城県	大和町	○			○	11630	10885					○			○	54060	54060															○	○	17817																												・「大和町あんしん子育て医療費助成制度」により、町内に住所を有する児童生徒については、医療費の自己負担がないため。 ・給食費無償化により、町内に住所を有する児童生徒については、給食費の自己負担がないため。
宮城県	大郷町	○			○	11630	11576				中途1名	○			○	57060	54060															○			○	22690	20600															○			○	14000	11944				中途1名	入学支援事業は新入学児童全員対象（私学・県立等含む）
宮城県	大衡村	○						○	11630			○						○	57060													○						○	22690													○						○	14000			
宮城県	色麻町	○			○	11630	11630					○			○	57060	54060															○			○	22690	17670															○			○	14000	13011					
宮城県	加美町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	20130																									
宮城県	涌谷町	○						○	11630		認定月分を支給	○						○	57060													○			○	22690	22048				該当者の平均																					
宮城県	美里町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	19520															○						○	14000			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																																											
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																																																										
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																										
		(1)費目毎の援助額																																																										(2)補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
35	35	35	0	0	10	10	10	25	25	0	2	35	0	0	9	9	9	26	26	0	0	6	5	5	1	1	1	0	0	1	5	35	5	5	28	28	28	2	2	0	2	6	0	0	3	3	3	3	3	0	0	17	0	0	6	6	6	11	11	0	2	4
宮城県	女川町	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	21526																									
宮城県	南三陸町	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							実績なし	○			○	22690	20045																									

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																																														
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																																																													6. その他
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																													就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
		（1）費目毎の援助額																																																												（2）補足事項	
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		
35	35	35	0	0	10	10	10	25	25	0	2	35	0	0	9	9	9	26	26	0	2	7	5	5	2	2	2	0	0	1	6	35	5	5	28	28	28	2	2	0	3	6	0	0	3	3	3	3	3	0	0	17	0	0	6	6	6	11	11	0	1	5	0
宮城県	仙台市	○			○	22730	23041					○						○	63000			○	○	0							支給実績なし	○	○	53260								○			○	8800	8689															
宮城県	石巻市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0							実績なし	○	○	64606																													
宮城県	塩竈市	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	56917					○			○	60910	49525																									
宮城県	気仙沼市	○						○	22730			○						○	63000											○	○	57723								○			○	8800	8800					○						○	14000			通学用品費1年生を除く。 校外活動費（宿泊を伴う）は，交通費・見学料は6,210円を上限とし，それ以外を実施済額を支給。支給平均額は1人あたり4,122円。 給食費は令和5年度より給食費無償化により現物支給のみ。	
宮城県	白石市	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	59524													○						○	14000				
宮城県	名取市	○						○	25000			○						○	63000											○			○	60910	53536													○						○	14000			学用品費と通学用品費は合算で学用品費に記載。（1年生22,730円、他学年25,000円）	
宮城県	角田市	○						○	22730			○						○	63000											○			○	63000	55352																							
宮城県	多賀城市	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	50921					○			○	8800	8800															
宮城県	岩沼市	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	51731													○						○	14000				
宮城県	登米市	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	59585																							
宮城県	栗原市	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000											○			○	60910	60910													○			○	14000	14000						
宮城県	東松島市	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	60910																							
宮城県	大崎市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0							実績なし	○			○	65000	49773				昨年度の各校の経費が60,000～63,000円程度であり，燃料費高騰の影響をさらに受けると予測し，65,000円に設定											○						○	14000		世帯の年長者のみに支給。		
宮城県	富谷市	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	57237																							
宮城県	蔵王町	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	54408					○						○	8800												
宮城県	七ヶ宿町	○			○	22730	0				実績なし	○			○	63000	0				実績なし									○	スクールバス無償化	○	○	0							実績なし																					
宮城県	大河原町	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	55830					○						○	8800			○						○	14000				
宮城県	村田町	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	55946													○						○	14000				
宮城県	柴田町	○						○	22730			○						○	69260		国の最初の予算案を参考に設定											○			○	60910	52245													○						○	14000				
宮城県	川崎町	○			○	25000	25000					○			○	22730	22730											○			○	63000	57980													○			○	14000	12000						
宮城県	丸森町	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	60910													○			○	14000	6304					給食費について、町内の小中学校は無償化の対象。角田市へ区域外通学している生徒2名については、給食費の無償化の対象外のため支給予定。（角田市在住が無償化の条件） 昨年度の平均支給額について、対象生徒は1名、対象期間は、認定後の4ヶ月のみ。	
宮城県	亘理町	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000					○	○	0							支給実績なし	○			○	60910	60910													○						○	12000				
宮城県	山元町	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	56910																							
宮城県	松島町	○			○	22730	21358					○			○	63000	28714					○			○	26180	18285					○			○	60910	49940																							
宮城県	七ヶ浜町	○						○	22730			○						○	63000											○						○	60910			○						○	8800												
宮城県	利府町	○			○	22730	22627					○			○	63000	23000											○			○	60910	59010													○			○	14000	13941						
宮城県	大和町	○			○	22730	21603					○			○	63000	63000											○	○	44672																									・「大和町あんしん子育て医療費助成制度」により、町内に住所を有する児童生徒については、医療費の自己負担がないため。 ・給食費無償化により、町内に住所を有する児童生徒については、給食費の自己負担がないため。	
宮城県	大郷町	○			○	22730	22730					○			○	63000	60750											○			○	60910	51950													○			○	14000	12000					入学支援事業は新入学生と全員対象（私学・県立等含む）	
宮城県	大衡村	○						○	22730			○						○	63000											○						○	60910													○						○	14000				
宮城県	色麻町	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000											○			○	60910	55298													○			○	14000	13013						
宮城県	加美町	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	55634																							
宮城県	涌谷町	○						○	22730		認定月分を支給	○						○	63000											○			○	60910	59034				該当者の平均																					
宮城県	美里町	○						○	22730			○						○	63000											○			○	60910	57478													○						○	14000				

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																			
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																			
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																			
		（1）費目毎の援助額																			
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
35	35	35	0	0	10	10	10	25	25	0	2	35	0	0	9	9	9	26	26	0	2
宮城県	女川町	○						○	22730			○						○	63000		
宮城県	南三陸町	○						○	22730			○						○	64000		

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																			
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																			
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																			
		（1）費目毎の援助額																			
		通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
35	35	7	5	5	2	2	2	0	0	1	6	35	5	5	28	28	28	2	2	0	3
宮城県	女川町											○			○	60910	60910				
宮城県	南三陸町	○	○	0							実績なし	○			○	60910	55656				

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																					
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																					6. その他
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																					就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
		（1）費目毎の援助額																				（2）補足事項	
		卒業アルバム代等										オンライン学習通信費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		
35	35	6	0	0	3	3	3	3	3	0	0	17	0	0	6	6	6	11	11	0	1	5	0
宮城県	女川町																						
宮城県	南三陸町																						